

料金別納
郵便



政府統計

統計法に基づく国の統計
調査です。調査票情報の
秘密の保護に万全を期し
ます。

令和5年 中小企業実態基本調査 ご協力のお願い

調査票は後日送付いたします
ご回答には、ぜひインターネットをご活用ください。

中小企業庁 事業環境部 調査室
中小企業実態基本調査事務局
<お問い合わせはこちら>

〒102-0083
東京都千代田区麹町2丁目7 半蔵門ビル8階
電話 ☎ 0120-262-535 (フリーダイヤル)
03-6261-9700 (直通)

◀ゆっくり開いてください 受付時間 平日9:00~18:00 (土曜、日曜、国民の祝日を除く)

ご回答のお願い

7月上旬から順次、調査票をお送りしますので、ご回答をお願いします。

なお、ご回答には、ぜひインターネットをご活用ください。

【政府統計オンライン調査総合窓口】<https://www.e-survey.go.jp/>

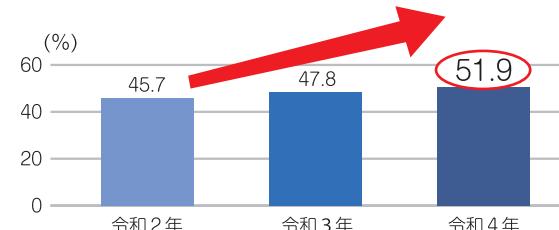
政府統計オンライン

検索

【インターネットでご回答いただくメリット】

- ✓合計値の自動計算や、記入内容ミスの自動チェック機能があります。
- ✓回答不要な設問が分かりやすく表示されます。
- ✓回答途中でもデータは保存され、中断後に回答再開が可能です。
- ✓調査票をポストに投函する必要がありません。
- ✓回答内容はPDFまたはExcelにてお手元に保管でき、後日のご確認が可能です。
- ✓調査票の回答送信後も修正が可能です。

【インターネット回答率の推移】



※全調査回答者に占めるインターネット回答者の割合は年々増加傾向にあります。令和4年調査では、半数以上がインターネットより回答いただきました。

「中小企業白書」「小規模企業白書」のご紹介

2023年版白書では、中小企業・小規模事業者の動向に加えて、中小企業が変革の好機を捉えて成長を遂げるために必要な取組や、小規模事業者が地域課題を解決し、持続的な発展を遂げるために必要な取組等について、企業事例を交えて分析を行いました。ぜひご覧ください。



▲スマートでアクセス

中小企業白書

検索

または

小規模企業白書

検索

調査結果の公表予定、調査事項等、詳しくは中小企業実態基本調査の公式ホームページもご参照ください。
⇒<https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/chousa/kihon/>

スマートでアクセス▶



新型コロナウイルス感染症関連

「新型コロナウイルス (COVID-19)」による企業への影響を緩和し、企業を支援するための施策をご案内します。

経済産業省の支援策

<https://www.meti.go.jp/covid-19/>

スマートでアクセス▶



ミラサポplus

<https://seido-navi.mirasapo-plus.go.jp/>

スマートでアクセス▶



ご確認のお願い

貴社が下記に当てはまる場合は、「中小企業実態基本調査事務局」までご連絡をお願いします。(7月下旬まで)

あて先（法人企業・個人事業者名）にお心あたりのない場合、または転居や名称変更されている場合

企業形態（法人企業・個人事業者）を変更されている場合

令和5年6月1日現在で、休業・廃業等されている場合

貴社の主たる事業の業種、資本金および従業者数が、右面「調査の対象」に記載の「調査の範囲」の条件に該当しない場合

＜連絡先＞

中小企業実態基本調査事務局

電話 0120-262-535 (フリーダイヤル)

※お昼時間及び休日明けの午前中は、お問い合わせの電話が集中し、しばらくの間つながりにくくなります。
また、ご連絡をいただく時期によっては、前後して調査票がお手元に届いてしまう可能性がありますので、ご了承ください。

水に濡れている場合は、よく乾かしてからお使いください。

中小企業実態基本調査 ご協力のお願い

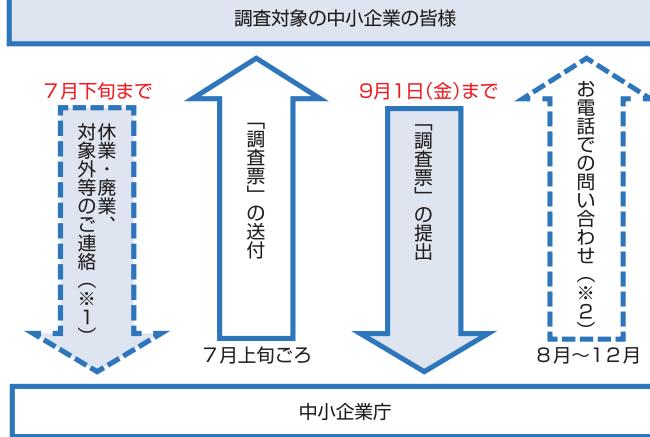
中小企業実態基本調査は、中小企業の育成及び発展を支援するための施策を企画・立案・実行するための基礎資料を得ることを目的として、全国の中小企業の皆様の中から、約11万社を選出して平成16年から毎年実施している調査です。

この葉書は、令和5年調査の対象に選ばせていただきました皆様に、調査の概要や目的について事前にお知らせするものです。

お忙しいところ誠に恐縮ですが、調査票が届いた際（7月上旬から順次予定）には、何とぞ、ご協力をよろしくお願いします。

なお、調査結果の精度向上のため、2年連続で調査へのご協力をお願いしている場合もあります。重ねてご協力をお願いします。

令和5年 中小企業実態基本調査の流れ



※1：左面に記載の「中小企業実態基本調査事務局」までご連絡ください。詳細は左面をご参照ください。

※2：ご提出いただいた調査票の記入内容に不明な点等があった場合に、確認のための電話をおかけすることがございます。

調査の対象

調査の対象期間

最近決算期の1年間

調査の範囲

貴社が下記の資本金規模、常時雇用する従業員のどちらか片方でもあてはまる場合は調査対象となります。個人事業者は下記の常時雇用する従業員にあてはまる場合は調査対象になります。（※条件にあてはまらない場合は中小企業実態基本調査事務局までご連絡ください）

貴社の主たる事業の業種	調査の対象となる企業の規模（条件）	
	資本金規模	常時雇用する従業員
建設業、製造業、運輸業、郵便業	3億円以下	300人以下
情報通信業における通信業、インターネット附随サービス業、新聞業、出版業		
不動産業における駐車場業以外の業種		
生活関連サービス業における旅行業		
物品販賣業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、娯楽業	5千万円以下	100人以下
情報通信業における通信業、インターネット附隨サービス業、新聞業、出版業以外の業種		
不動産業における駐車場業		
生活関連サービス業における旅行業以外の業種		
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業、飲食サービス業	5千万円以下	50人以下
サービス業（他に分類されないもの）	5千万円以下	100人以下

※例1：小売業の個人事業者で常時雇用する従業員が2名の場合、または、常時雇用している従業員が0人（個人事業主一人で経営されている）の場合 →（資本金は該当しなくとも）常時雇用する従業員が50人以下ですので調査対象となります。

※例2：建設業の法人企業で、資本金1億円、常時雇用する従業員400人の場合 →常時雇用する従業員は300人より多いですが、資本金が3億円以下ですので調査対象となります。